

規制の事前評価書

1. 規制の名称

指定暴力団員による損害賠償請求等の妨害行為の規制

2. 担当部局

警察庁刑事局組織犯罪対策部企画分析課

3. 評価実施時期

平成20年2月

4. 規制の目的、内容及び必要性

(1) 規制の目的及び必要性

指定暴力団員の不法行為により生命、身体又は財産が侵害された被害者が被害の回復を図ろうとするときや、暴力団事務所の近隣住民等で、指定暴力団員の各種迷惑行為により生活の平穏が害されているものが、事務所の撤去を求めようとするときは、民事上の請求による必要がある。しかし、その団体の構成員が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがあるため、指定暴力団の構成員に対するそのような請求については、将来報復等のおそれがあるため、被害者が泣き寝入りをするケースも少なくない。請求者をこのような請求に対する妨害から保護することにより、暴力団員がした不法行為により被害を受けた者が泣き寝入りすることを防ぎ、暴力団事務所の近隣住民等が平穏な生活を確保するために適切に権利を行使することに資することを目的として、指定暴力団員が、請求者に不安を覚えさせるような方法で、損害賠償請求等を妨害する行為を規制することが必要である。

(2) 規制の内容（改正案）

指定暴力団員は、威迫、つきまといその他の不安を覚えさせるような方法で、当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等の指定暴力団員がした不法行為による被害を回復するための損害賠償請求等を妨害してはならないこととし、都道府県公安委員会は、指定暴力団員がこれに違反する行為をしている場合には当該行為の中止のための命令を、指定暴力団員が請求者等の生命、身体又は財産に危害を加える方法でこれに違反する行為をするおそれがあると認める場合には当該行為の防止のための命令をすることができることとする。

5. 法令の名称・関連条項とその内容

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第30条の2から第30条の4
(新設)

6. 想定される代替案

損害賠償請求等の妨害行為に対し、指導・警告等により対処する。

7. 規制の費用

○ 遵守費用

改正案については、規制を受けることとなる指定暴力団員は損害賠償請求等に対する妨害行為ができなくなるが、金銭的負担や作為義務が課されるものではなく、新たな遵守費用はほとんど生じない。代替案については、指導・警告等を受けた指定暴力団員は法的義務を課されるものではないため、遵守費用は想定できない。

○ 行政費用

改正案については都道府県公安委員会に命令の発出事務が生ずることとなるが、既存の規制と一連の体系をなすものであり、当該命令の発出事務に係る新たな費用はほとんど生じない。代替案については通常の警察活動の一環であり、新たな費用はほとんど生じない。

○ その他の社会的費用

改正案及び代替案について、上記の費用以外に増加する費用は想定されない。

8. 規制の便益

改正案については、罰則を担保とした命令により損害賠償請求等に対する妨害行為が抑止され、暴力団員がした不法行為により被害を受けた者が泣き寝入りすることを防ぎ、暴力団事務所の近隣住民等が平穏な生活を確保するために適切に権利を行使することができるものと考えられる。

代替案については、暴力団は、「その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」であるところ、任意手段である指導・警告等では、損害賠償請求等に対する妨害行為が十分に抑止されとはいえない。

9. 政策評価の結果

まず、改正案の費用と便益を比較すると、費用がほとんど生じないのに対して一定の便益があるといえることから、費用以上の便益があるものと評価することができる。

また、改正案と代替案を比較すると、費用の点では両者とも極めて小さくほとんど差が出ないのに対し、便益の点では、代替案よりも改正案の方が損害賠償請求等に対する妨害行為が抑止され、暴力団員がした不法行為により被害を受けた者が泣き寝入りすることを防ぎ、暴力団事務所の近隣住民等が平穏な生活を確保するために適切に

権利を行使できると期待されることから、改正案の便益の方が大きいということが出来る。したがって、代替案よりも改正案を選択することが妥当であると評価することができる。

10. 有識者の見解その他関連事項

なし

11. レビューを行う時期又は条件

改正法施行後、規制の適用状況及び暴力団員による請求妨害行為の実態等を勘案し、必要と認められる時期にレビューを行う。